

まん延防止等重点措置に伴う市長メッセージ

この度、新型コロナウイルスの新規感染者の急激な増加を受け、1月21日から2月13日までの間、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」区域に埼玉県を含む13都県が新たに追加されました。

これに伴い、埼玉県知事から感染防止のための具体的措置として、飲食店に対する制限、イベント等の開催制限及び外出・移動の自粛などの要請がありました。

市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、様々な制限や要請内容に沿った行動等のご協力をお願いすることになります。

また、今回のまん延防止等重点措置の適用は、感染力が強いと言われている「オミクロン株」による急激な感染拡大が要因の一つであることを改めて認識いただき、今後、再度の緊急事態宣言の発出を回避するためにも「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「うがい・手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

本市におきましても、国の新たな地方創生臨時交付金を活用した第5次緊急経済対策として事業者支援、生活支援、学校生活支援及び感染予防・拡大防止などに関する補正予算など「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社会経済活動の維持」の両立を目指し、全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和4年1月20日

飯能市長

新井重治